平成２６年（フ）第１０８号
神奈川県小田原市早川615番地の２　鈴木荘201
債務者　畑　　啓子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１２６号
神奈川県平塚市豊田小嶺387番地　コミネパークハイツ202号
債務者　布施由梨香
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１３４号
神奈川県小田原市曽我岸129番地の４
債務者　菅井ひとみ
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１１号
広島県安芸高田市吉田町常友1051番地２
債務者　佐々木和雄
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第１２号
広島県三次市十日市南５丁目７番33号―203号、前住所広島県三次市十日市東４丁目10番18号
債務者　宮城　鈴美
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第１３号
広島県庄原市東城町小奴可353番地23、住民票上の住所広島県庄原市東城町小奴可2912番地２
債務者　溝口　充枝
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第４６２号
札幌市西区福井５丁目18番34号　スカイ５―203号
債務者　吉田　光枝
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９２号
埼玉県久喜市八甫５丁目81番地１
債務者　海老原有希（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９８号
さいたま市岩槻区上野２丁目10番地１　マツヤマハイツ107号
債務者　大森　将士
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
埼玉県川口市桜町５丁目７番18号
債務者　中村　光一
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３１０号
埼玉県上尾市五番町19番地10　ビューパレス原市201
債務者　高柳　守夫
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３４０号
埼玉県鴻巣市宮地４丁目12番12号
債務者　山木　　武
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸４丁目11番６号、住民票上の住所埼玉県春日部市中央１丁目８番地４　ドムール春日部603号
債務者　宇佐美里美
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
千葉県八千代市八千代台西８丁目10番地２　ＹＭハイツ101号
債務者　平野　武好
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３３号
千葉県市原市八幡1265番地　ＡＲＥＣＸ八幡４Ｇ３
債務者　田代　伸一
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３４号
千葉県市原市八幡1265番地　ＡＲＥＣＸ八幡４Ｇ３
債務者　田代万里子（旧姓市原）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２０９号
千葉県市川市宮久保４丁目17番23号　ヒノコーポ102号
債務者　北村　初枝
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係